

# インボイス制度

この掲載内容は主に、お客様(お取引先等)から適格請求書を求められる(または求められることが予想される)事業者の方にとっての内容となります。

## 登録申請のスケジュール

登録申請書は、  
**令和3年10月1日**  
から提出が可能です。

令和5年10月1日からの登録を受けるためには、  
原則として、**令和5年3月31日**までに登録  
申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の受付開始

インボイス制度の導入

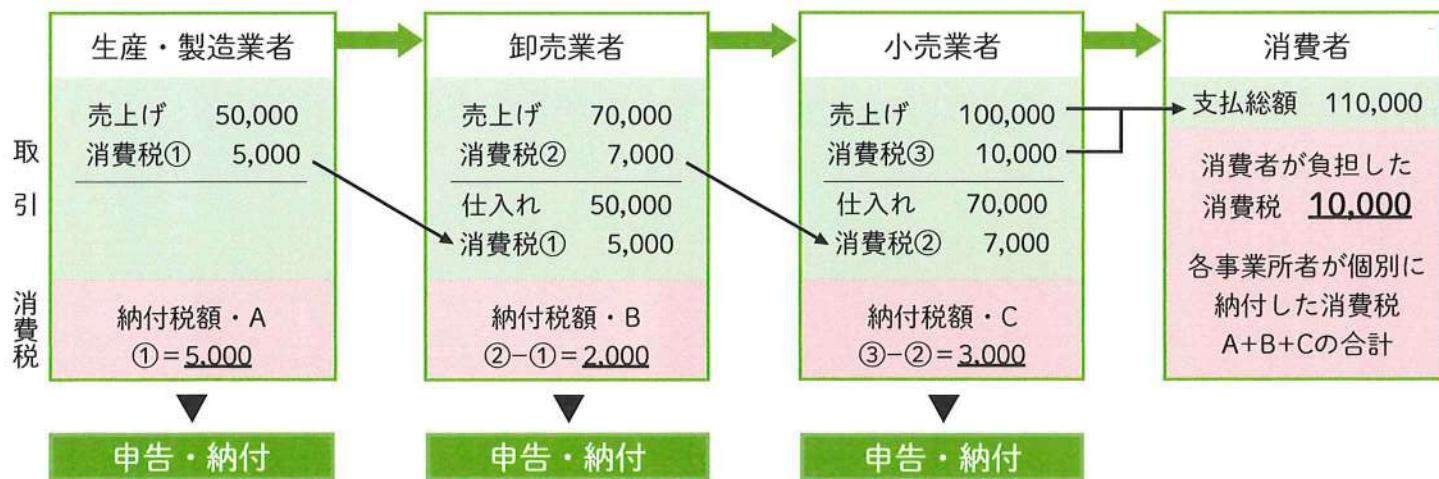
- 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合、令和5月9月30日までとなります(「困難な事情」については、その程度は問いません)。
- 登録申請書の提出後、審査に一定の時間を要するので、少し余裕を持って提出しましょう。

## 消費税の基本的な仕組み

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税で、最終的には商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付するようになっています。  
税率は、標準税率10%、軽減税率8%の複数税率となっています。

### 消費税の負担と納付の流れの例

消費税率(10%)で計算しています(単位:円)。



### 用語の説明

課税事業者と免税事業者

- その課税期間(※1)の基準期間(※2)の課税売上高が**1,000万円を超える事業者は消費税の納稅義務者となり、消費税の申告及び納付を行う**必要があります(「課税事業者」といいます)。  
※1原則として、個人事業者は暦年 ※2原則として、個人事業者は前々年
- 基準期間の課税売上高が1,000円以下の事業者は、原則として消費税の納稅義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません(「免税事業者」といいます)。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

# 消費税額の計算方法等

課税売上げに係る消費税額から、  
課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて  
(「仕入税額控除」といいます) 計算します。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。

- 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます(事前に届出書の提出が必要です)。

## 計算方法(本則課税の場合)

**消費税額 = 課税売上げに  
係る消費税額  
(売上税額)**

**課税仕入れ等に  
係る消費税額  
(仕入税額)**

仕入金額だけではなく、  
消費税が課税されている  
必要経費や固定資産  
の購入額なども含まれ  
ます。

## 仕入税額控除

### 仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	左記の区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(いわゆるインボイス)等の保存 <b>ここが 変わります</b>

## 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)

### 適格請求書等保存方式の概要

- 適格請求書等保存方式とは

複数税率に対応したものとして導入される、  
仕入税額控除の方式です。

○ 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、  
売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。

○ また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

### 導入時期

**令和5年10月1日**に導入されます。

### 適格請求書とは

「売手が、買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

○ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

○ 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録(適格請求書の記載事項を記録した電子データ)を提供する事も可能です。

○ 課税事業者が登録を受けることができます。

※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。

※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

## 売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）

### ○ 適格請求書の交付義務

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する義務

### ○ 適格返還請求書の交付義務

売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務

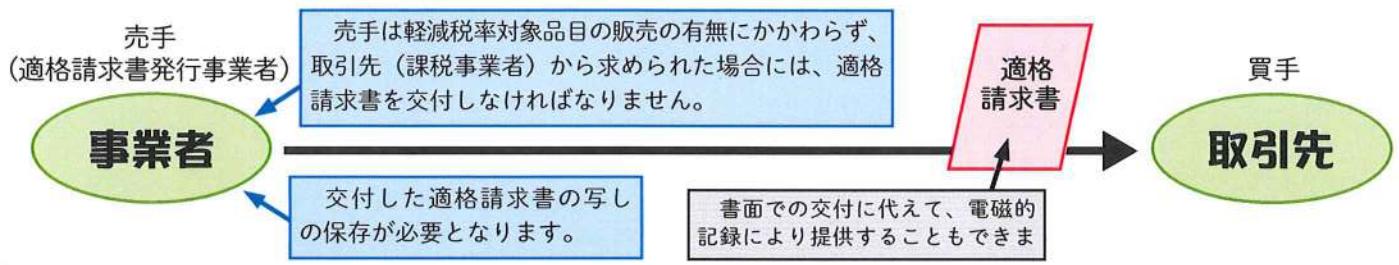
### ○ 修正した適格請求書の交付義務

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務

### ○ 写しの保存義務

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



### 交付義務の免除(主要なもの)

- ①公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
  - ②出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡  
(出荷者からの委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
  - ③生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡  
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
  - ④自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
  - ⑤郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- など

## 買手の留意点（仕入税額控除の要件）

### 仕入税額控除の要件

一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

○ 保存が必要となる帳簿の記載事項は次のとおりです。  
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、  
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、④対価の額

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

○ ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定の割合を、仕入れ税額として控除できる経過処置が設けられています。

### 保存が必要となる請求書等の範囲

- ①売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ②買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（上記の「交付義務の免除」②③の取引）
- ④①から③の書類に係る電磁的記録

### 帳簿のみ保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- (1)適格請求書の交付義務が免除される上記の「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- (2)適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- (3)古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- (4)適格請求書発行事業者ではない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- (5)従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

### Point①

#### 適格請求書発行事業者の登録にあたっての留意点

- 適格請求書発行事業者となると…
  - ⇒ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、消費税の確定申告が必要です。  
(消費税を納税することとなります)
  - ⇒ 取引の相手方(課税事業者に限ります)から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません。(レジスターなどのシステムの改修するための費用が必要となる場合があります)
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

### Point②

#### 簡易課税制度を選択している(これから選択する)場合

- 簡易課税制度を選択している(これから選択する)場合、課税売上高から納付する消費税額を計算するところから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

### Point③

#### その他の現行(区分記載請求書等保存方式)との相違点

- 現行において「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後、これらの規定は廃止(例外規定あり)されます。
- また、現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの事項に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような追記をすることはできません。

### 行政への適格請求書等保存方式に関する詳しいお問い合わせ

- 国税庁 消費税軽減税率インボイス制度 電話相談センター  
専用ダイヤル 0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝を除く)
- 上記専用ダイヤルのほか、市川税務署へのお電話の場合は(電話番号: 047-335-4101)、ガイダンスに沿って「3」を押すと(適格請求書等保存方式及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります)と、つながります。
- 市川税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、市川税務署へのお電話(電話番号: 047-335-4101、ガイダンスに沿って「2」を押してください)により面接日時等を予約していただくことでご相談ができます。
- その他、適格請求書等保存方式についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください(適格請求書等保存方式に関する取扱通達やQ & Aなどが掲載されています)。

### 今後の対応について

主な取引先が同じ免税事業者や個人の消費者の場合、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)導入後も免税事業者として事業を継続しても問題はありません。

しかし、課税事業者側は、免税事業者と取引すると(仕入税額控除が適用できないので)余分な消費税を納税することとなりますので、利益が減ることとなります。

今後、適格請求書が大きく関わってくると予想される事業者は、例えば免税事業者である方も適格請求書を発行するために課税事業者になることを想定することや、免税事業者のままであれば値付けを改めて考えたり、消費税課税事業者で取引先から適格請求書を受け取ることが出来そうもない方は簡易課税制度の適用を考えるなどの判断が求められてきます。

適格請求書発行事業者登録期限(令和5年3月31日)まで、1年半以上の期間がありますので、今の内から同業者もしくは同業者組合などで情報を得たり、お客様(取引先等)の様子を観察するなどして、対応策を考えておきましょう。